

女性相談員について（人数や雇用形態と期間、求める資格など）詳細

総務部 人権男女共同参画課

1 女性相談員について

女性相談支援員（※）は、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じ、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術を持って、支援対象者に寄り添いながら必要な援助を行うものである。また、関係部署と連携して、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援する。

（※）令和6年4月1日より「婦人相談員」の名称が、「女性相談支援員」に改正される。

2 雇用形態、期間等

令和5年度：会計年度任用職員（月額）3名

令和6年度：会計年度任用職員（月額）4名

（※ 令和6年度、会計年度任用職員（月額）を1名加配。）

3 求める資格等

女性相談支援員に資格要件は定められていないが、今後の採用においては、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を要件とする。